

お知らせ版

令和4年
4月20日

総合政策課発行
☎ 582-2111 (代)

新型コロナウイルス感染症対策 町長メッセージ

町民の皆様へ

事業主の皆様・施設管理者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症につきましては、年度替わりなどに伴う人流の増加やオミクロン株B A 2系統への急速な置き変わりにより、全国的に感染が再拡大しています。県内においても、新規陽性者数が過去最多を更新するなど、感染が急速に再拡大している状況にあることから、県全域を対象とした「感染拡大防止重点対策」については、5月15日まで延長されることになりました。

本町においても4月に入り、新規感染者が連続して確認されており、4月16日には、1日当たりの新規陽性者数が過去最高の8人との公表があり、予断を許

さない状況が続いております。

このような中、これから大型連休を迎え、移動や会食の機会も多くなります。皆様におかれましては、ご自身と大切な人の命と健康を守るため、警戒感を緩めることなく、感染対策の徹底と、慎重な行動をとっていただくよう、切にお願い申し上げます。

町といたしましても、今回の感染拡大を早急に抑え込み、1日も早く穏やかな日常を取り戻し、地域での活動や経済活動の活性化を図れるよう、全力で取り組んでまいります。

令和4年4月18日

桑折町新型コロナウイルス感染症対策本部長 桑折町長 高橋 宣博

【感染拡大防止重点対策 5月15日③まで延長】

- 発熱やのどの痛みなど症状がある場合は、登校・出勤や外出を控えましょう。
- お出かけの際は、外出先の感染情報や自治体の情報を確認してください。
- 会食の際は、感染対策を徹底してください。
- 新型コロナワクチンの接種券が届いた方は、早めの接種をお願いします。

令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯を支援する給付金です。給付金を受給するためには、手続きが必要です。

■給付対象世帯 令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

■給付額 1世帯あたり10万円

■給付方法 給付金を受け取るには、申請が必要です。健康福祉課に収入が減少したことが分かる書類（確定

申告書の写しなど）を持参し、申請書に必要な事項を記入の上、提出してください。詳しい内容については、町ホームページをご確認ください。または、担当課まで問い合わせください。

■受付期間 9月30日まで

■給付時期 申請書受付後、順次給付します。

☎健康福祉課 福祉介護係 ☎ 582-1134



町公式HP

地震による被災住宅相談会

福島県耐震化リフォーム等推進協議会主催の「被災住宅相談会」を開催します。

■日時 5月8日① 10:00～16:00

■場所 イコーゼ/2階 キッズルーム

■対象者 令和4年福島県沖を震源とする地震により住宅が被災した人

■相談内容

被災住宅の復旧方法、再建方法（建築物の安全性、耐震性など）、業者紹介、利用できる支援制度の紹介など

■その他

相談料は無料です。机上での相談の際、現地相談の要請があった場合は、別途日時に有償で行います。

☎建設水道課 都市整備係 ☎ 582-2127

地震の災害ごみ搬入について

令和4年5月以降に、伊達地方衛生処理組合へ災害ごみを搬入する際は、り災証明書や被災証明書の写しが必要となりますので、ご注意ください。

■対象品目

木質がれき・塩ビボタン・石類・瓦類・コンクリートがら・土壁類・石膏ボード・家電リサイクル法対象商品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など）・デスクトップパソコンなど

■搬入時のお願い

・業者に搬入をお願いする際は、個人が業者の車に同乗し、身分証明書およびり災証明書などの写しを組合窓口へ提出してください。

・5月以降、日曜日の搬入は行いません。平日の8:40～11:30、13:00～16:00のみ行います。

☎伊達地方衛生処理組合 ☎ 582-2051

早めの申請を！ 令和4年福島県沖地震の住宅応急修理支援事業

- 申請期限 5月31日(火) 17:00まで
- 修理期限 6月15日(火)
- 受付窓口 役場2階 建設水道課
- その他
 - ・申請時には、被災状況が分かる写真およびり災証明書をお持ちください。
 - 上記申請期限と修理期限は状況により、延長となる可能性があります。

☎建設水道課 ☎ 582-2127

被害の区分 (り災証明書)	支援内容
全壊	・日常生活に必要な最小限度の住家部分を応急的に修理します(応急修理は、町が業者に依頼して実施)。 ・修理限度額 1世帯あたり 59万5千円まで
大規模半壊	
中規模半壊	
半壊	・日常生活に必要な最小限度の住家部分を応急的に修理します(応急修理は、町が業者に依頼して実施)。 ・修理限度額 1世帯あたり 30万円まで
準半壊	

↑ 大規模半壊以上は
資力要件なし

中規模半壊以下は
資力要件あり
↓

被災家屋の公費解体・撤去の相談を受け付けます

3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、甚大な被害を受けた家屋について、災害廃棄物処理事業制度(公費解体・費用償還(自費解体))に基づき、町が所有者に代わって被災した家屋の解体・撤去を行うことができます。家屋の解体を希望する場合は、ご相談ください。

- 受付期間 4月18日(月)～28日(火) (土日も受付)
9:00～15:30
- 受付窓口 役場2階 生活環境課
- ※混雑防止のため、**事前に電話で来庁希望日を必ずご連絡ください。**また、上記日程での相談が難しい場合もご相談ください。
- 制度概要

制度	内容
公費解体	被災家屋所有者の申請に基づき、町が所有者に代わり解体・撤去するもの。
費用償還	被災家屋を自らの費用負担により、解体・撤去した所有者に対し、国が定める算定基準の範囲内で、要した費用を償還するもの(見積書、契約書、領収書、工事写真などが必要)。

- 対象家屋
り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けた家屋(物置など含む)で、全部解体する場合(一部のみの解体は不可)が対象となります。

り災証明書 判定区分	公費解体 公費撤去	条件
全壊	○	・全部解体する場合
大規模半壊 中規模半壊 半壊	○	・全部解体する場合 ・損壊により他人の財産に損害を生じさせる恐れがあるもの。 ・損壊により人的・物的損害が生じる恐れがあるもの。
準半壊 一部損壊	対象外	—

☎生活環境課 環境係 ☎ 582-2123

桑折町災害見舞金

地震により被害を受けた世帯に対して、見舞金を支給します。

罹災証明区分	災害見舞金
全壊	1世帯につき 100,000円
大規模半壊 中規模半壊 半壊	1世帯につき 50,000円

※同一住家内に複数の家族が居住しており、それぞれ個別に生計を営んでいる場合でも、1世帯として認定します。

※離れなどに居住する人について、生計が母屋と別な場合でも、住民基本台帳上同一であれば1世帯として認定します。

※倉庫、店舗などは対象外です。

■必要書類

- ①り災証明書の写し
- ②世帯主義の預貯金通帳の写し

■窓口 役場1階 健康福祉課
☎健康福祉課 福祉介護係 ☎ 582-1134

悪質業者にご注意を！

県内において、令和4年3月に発生した福島沖地震で被害にあった家を訪問し、瓦の修繕やブロック塀、水道、下水道などの工事を請負い、多額の金額を要求する事例が発生しています。不安を感じたら、身近な人や下記に相談してください。

固消費生活センター ☎ 521-7736
固生活環境課 環境係 ☎ 582-2123

400ml 献血にご協力ください

医療技術の発達した現在でも、血液とまったく同じ作用をもつものを人工的につくることはできません。

さらに、血液は生きた細胞で、長期保存が不可能なため、輸血に必要な血液をいつでも十分に確保しておくためには、絶えず皆さんの献血が必要となります。

次の日程で全血献血を実施しますので、町民の皆さんのご協力をお願いします。

■日時 4月22日(金) 9:00～12:00

■場所 役場 駐車場

※当日の天候や機械などの設置の都合で時間が若干ずれることもあります。ご了承ください。

■内容

1回献血量	400ml
年齢	男性 17歳～69歳 女性 18歳～69歳※
体重	男女とも 50kg以上
最高血圧	90mmHg以上
血色素量	男性 13.0 g/dl 以上 女性 12.5 g/dl 以上
年間献血回数	男性 3回以内 女性 2回以内
年間総献血量	男性 1,200ml 以内 女性 800ml 以内

※65歳以上の献血については、献血するの健康を考え、60～64歳のあいだに献血経験がある人に限ります。

■申込方法

下記まで電話で申し込みください。なお、当日も受け付けますが、事前申込にご協力ください。

固健康福祉課 健康増進係 ☎ 582-1133

被災者生活再建支援制金

地震により、居住する住宅が全壊などの被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給します。

■対象

①住宅が「全壊」「大規模半壊」した世帯、②住宅が「半壊」または住宅の敷地に被害が生じ、住宅を解体した世帯、③住宅が「中規模半壊」した世帯

■支給額

【基礎支援金】

区分	複数世帯	単身世帯
全壊		
半壊解体	100万円	75万円
敷地被害解体		
大規模半壊	50万円	37.5万円
中規模半壊	—	—

【加算支援金】

区分	複数世帯	単身世帯
建設・購入	200万円	150万円
補修	100万円	75万円
賃貸住宅	—	—
(公営住宅除く)	50万円	37.5万円

※中規模半壊した世帯については、【加算支援金】の半額が支給となります。

■必要書類

- ①り災証明書
- ②住民票または、マイナンバーカード（個人番号通知カード）の写し
- ③世帯主名義の預貯金通帳
- ④住居を解体した場合は、解体証明書または家屋滅失登記簿謄本
- ⑤住宅を建設購入、補修、賃借する場合は、契約書の写し

固健康福祉課 福祉介護係 ☎ 582-1134

学校施設一般利用再開

3月に発生した地震により、一部学校施設の一般利用を休止していますが、睦合小学校体育館については、4月25日から一般利用を再開します。

固教育文化課 こども教育係 ☎ 582-2403

県北都市計画地区計画が決定

都市計画法34条11号における地区計画（下郡上代・下郡下地区）が決定したため、関係図書について次のとおり閲覧できます。

■告示日 4月22日(金)

■閲覧できる書類 計画書、総括図および計画図など

■閲覧場所 役場2階 建設水道課 都市整備係

固建設水道課 都市整備係 ☎ 582-2127

県内全域に「クマ出没注意報」発令！

昨年秋は、クリやクルミなどの結実が平年以上に多かったことから、春先に子連れのクマの出没が予想されます。そのため、人身被害などの発生を未然に防止するため、県内全域に「クマ出没注意報」が発令されました。野外で活動する際は、クマに出会わないよう、十分注意してください。

■期間 3月25日～7月末まで

【町内の有害鳥獣実施隊捕獲状況】

■令和3年度実績

- ・イノシシ…13頭 (9頭)
- ・クマ…0頭 (9頭)
- ・サル…10頭 (5頭)

※()内は、令和2年度実績

固産業振興課 農林振興係 ☎ 582-2126

■令和4年4月

- ・サル…8頭
- ・イノシシ…1頭

「電気柵・ワイヤーメッシュ柵」で、鳥獣から農地を守りませんか

町では、有害鳥獣対策の一環として、電気柵・ワイヤーメッシュ柵を設置する人に対し、その経費の一部を補助します。補助を受ける場合は、電気柵などを設置する前に申請が必要になります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

対象者	対象経費	補助金額	補助回数
町内農地を所有・耕作している町民	電気柵・ワイヤーメッシュ柵設置に要する資材代	購入経費の3/4以内(上限10万円)	同一年度内1人1回限り

固産業振興課 農林振興係 ☎ 582-2126

合併処理浄化槽設置補助金

町では、生活排水による河川の水質汚濁防止、生活環境保全のため、住宅に合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付しています。

■交付対象の種類と補助限度額

①合併処理浄化槽設置に対する補助(新築、増・改築)

設置するもの	補助限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

②撤去に対する補助

撤去するもの	補助限度額
単独処理浄化槽	30,000～45,000円
汲み取り弁槽	30,000円

③単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する場合の配管工事に対する補助 300,000円

※補助金には限りがあり、先着順となります。

固建設水道課 上下水道係 ☎ 582-1100

再生可能エネルギー設備等 設置費用助成制度

対象設備	助成内容
住宅用太陽光発電システム	1kwあたり3万円で最大4kw(上限12万円)
定置用リチウムイオン蓄電池システム	1kwhあたり2万円で最大5kwh(上限10万円)
バイオマス燃料ストーブ設備	設備本体および設置に要する経費総額の1/5(上限5万円)
電動自動車受給電設備(V2H)	

■受付開始日 5月10日(月)～

※申請は先着順となります。予算額に到達次第、募集期間内でも終了します。

※詳細は町ホームページに記載しています。

固生活環境課 環境係 ☎ 582-2123

身近なリサイクルに取り組もう！資源回収団体報奨金

町では、自主的に資源回収活動を実施する団体に対し、回収量に応じた報奨金を交付します。

■対象団体

子供会・PTA・婦人会・老人クラブ・スポ少・町内会など、地域住民で構成する団体

※営業目的は除きます。

■報奨金額

地域で古紙類・繊維類・ビン類・非鉄金属類などを回収し、回収業者に売却した量1kgにつき5円

■必要書類など

- ①資源回収団体事業実績報告書
(様式は町ホームページからダウンロード可能)
- ②回収業者への売却明細伝票(原本)
- ③代表者印鑑
- ④団体の通帳の写し(口座振替の場合)

固生活環境課 環境係 ☎ 582-2123

ごみの出し方教室

家庭ごみの排出量削減を目的として、町職員とごみ収集業者による「ごみの出し方教室」を実施します。希望する団体は、気軽に生活環境課環境係までご連絡してください。



生活環境課 環境係
☎ 582-2123

古雑誌をお譲りします

図書室の古雑誌をお譲りします。

■期間 5月10日(日) 10:00～

■場所 遊学館よも～よ 事務室入口

■雑誌名 「婦人公論」、「PHPのびのび子育て」、「CHANTO」、「すてきにハンドメイド」、「きょうの料理」、「趣味の園芸」、「サライ」、「男の隠れ家」など
※無くなり次第終了

※先着順、1家族3冊まで

☎中央公民館分室 遊学館よも～よ ☎ 582-5388

アルコール家族教室

アルコールに関する問題を抱える家族が、アルコール依存症について対応方法を学び、同じ悩みをもつ家族と日ごろの悩みや心配事を話し合う家族教室を開催します。一人で悩まず、ぜひ参加ください。

■日時 5月26日(日) 13:30～15:30

■開催場所 県北保健福祉事務所
(福島市御山町8-30)

■参加方法 電話で下記まで申し込みください。なお、初めて参加する人は事前に個別面談を行いますので、早めにご連絡ください。

☎県北保健福祉事務所 障がい者支援チーム
☎ 534-4300

心の健康相談

職場や地域社会・家庭の中でのストレスなどにより、心に悩みを抱えている人やその家族が専門の医師に相談する場として、「心の健康相談」を実施します。一人で抱え込まずに気軽にご相談ください。

■日時 5月12日(日) 13:30～15:30

■場所 県北保健福祉事務所
(福島市御山町8-30)

■申し込み 実施日の3日前までに電話、または直接下記まで申し込みください。

☎県北保健福祉事務所 障がい者支援チーム
☎ 534-4300

みんなで学ぼう！ 参加者募集！～中央公民館一般講座～

	ニュースポーツ体験	悪質商法・特殊詐欺対策講座	メダカの飼育講座
期日	5月18日(日) 10:00～11:30	5月25日(日) 10:00～11:30	5月29日(日) 10:00～11:30
会場	町民体育館	イコーゼ 多目的スタジオ	イコーゼ 多目的スタジオ
内容	ポッチャ、モルック、ラダーゲッター体験	県消費生活センター相談員による講座	「熱帯魚のペンギン村」店長によるメダカ飼育のコツ指導
申込	5月11日(日)締切 (上履き・水分持参)	5月18日(日)締切	5月21日(日)締切(親子参加可) 受講料2,000円(容器・メダカ代)

■申し込み・問い合わせ 上記期限までに中央公民館(イコーゼ内) ☎ 582-3129)へ電話で申し込みください。

公共事業 入札結果

なお、これより前の入札結果については、町のホームページおよび総務課で閲覧できます。
☎総務課 財政係 ☎ 582-2111

【3月入札執行分】(単位：円・税込み)

入札の方法	入札日	工事(委託)名	工事(委託)箇所	落札者	落札決定額(A)	予定価格(B)	落札率 A/B×100
指名競争入札	3月25日	桑折町橋梁定期点検業務委託	万正寺字上ノ内町外14橋	(株)都市開発設計	11,770,000	11,836,000	99.4%
指名競争入札	3月25日	農村地域防災減災事業成田ため池事業計画策定業務委託	成田字荒井地内	(有)岡崎測量	16,720,000	16,916,900	98.8%
一般競争入札	3月31日	重要文化財旧伊達郡役所災害復旧保存修理工事	陣屋地内	国分木材工業(株)	88,550,000	88,770,000	99.8%

令和4年度採用会計年度任用職員（パートタイム職員）募集

勤務場所	職 種	採用予定人員	勤務時間・給与・社会保険
局（教育委員会事務局） 教育文化課	パートタイム 一般事務(エクセル、ワードでの文書作成などを含む)	1人	[勤務時間] 9:00～17:00 週5日（土日祝除く） [雇用期間] 採用決定後（5月中旬予定）から令和5年3月31日まで [給 与] 月給139,006円 [社会保険] 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入

※町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例および関係規則に基づき、一定の条件を満たす場合には、通勤手当、期末手当などを支給します。

■提出書類および申し込み受付

履歴書（市販のもので可）、5月2日^日までに教育文化課（役場3階 教育委員会内）へ提出してください。郵送の場合でも可（4月29日^金消印まで有効）

■試験方法

一次試験：書類審査 二次試験：口述（面接）試験

■一次試験の可否発表、二次試験の案内など

本人宛てに通知します。

■問い合わせ・郵送先

桑折町大字谷地字道下22番地7 町教育委員会 教育文化課 こども教育係
☎ 582-2403 FAX582-2470

期間限定 コンビニなら交付手数料半額！

取得できる証明書	手数料	請求できる人	利用時間	半額期間
住民票の写し	1通 300円	桑折町に住民登録している本人・同一世帯の人	毎日 6:30～23:00 ※メンテナンス日除く	令和5年3月31日まで
印鑑登録証明書	↓ 150円	桑折町に印鑑登録をしている本人		

■必要なもの

- マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されたもの）
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）

■利用できる店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど、マルチコピー機が設置されている店舗

■その他

手数料減免事由に該当し、無料となる場合は、役場窓口での請求交付となります。

☎ 税務住民課 住民国保係

☎ 582-2114



住民票など交付 窓口延長

予約制

■日時

毎週木曜日（祝日除く）19:00まで

■内容

- ① 証明書などの交付
住民票、戸籍、印鑑登録、税証明
- ② 印鑑登録
- ③ マイナンバーカードの申請、交付、更新

★当日17:00までに電話予約が必要です。

☎ 税務住民課 住民国保係 ☎ 582-2114

マイナンバーカード申請 休日受付

予約制

■日時 5月29日^日 9:00～12:00

■場所 役場1階 税務住民課窓口

■内容

- ・マイナンバーカード申請、交付、暗証番号変更など
- ・マイナポイント申し込み

★事前に下記まで電話で予約をお願いします。

※予約がない場合は休日受付を行いませんのでご注意ください。

☎ 税務住民課 住民国保係 ☎ 582-2114